

利 用 上 の 注 意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）で、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの1年間の実績について、平成20年12月31日現在で調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を対象に調査するものです。調査年の西暦末尾が0, 3, 5, 8年に当たる年は全事業所を調査の対象（全数調査）としていますが、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としています（裾切調査）。今回（平成20年）は、西暦末尾が8年に当たるので全数調査として実施しています。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の2種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者30人以上の事業所

イ 乙調査 従業者29人以下の事業所

(6) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っています。

(7) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

(8) 集計及び公表

平成20年工業統計調査の本県における集計は、県独自に集計したものであり、経済産業省が発表する数値と相違することがあります。